移動等円滑化取組報告書(航空旅客ターミナル施設)

(令和2年度)

住 所

事業者名 高知空港ビル株式会社 代表者名 代表取締役社長 十河 清

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

- I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況
 - (1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況
 - ① 航空旅客ターミナル施設を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる航空旅 客ターミナル施設		前年度の実施状況		
特になし	現時点では予定無し。	特になし。		

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、 旅客施設における誘導その他の支援

	対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
他抄	1.耒有との理	障害当事者の空港連絡バスの乗降時や、ビル施設内誘導に ついては、人的な支援をバス会社及びビル館内テナントへ	車椅子利用のお客様から、空 港連絡バスへのノンステップ 設備の導入要望があり、バス 運行会社へ情報共有を図っ た。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況	
総合案内所で の情報提供方 法	必要に応じて、筆談ボード、多言語翻訳機器を使用する。	必要に応じて実施。	

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
バリアフリー 講習の実施	令和元年度はバリアフリー講習として要約筆記を計画して いる。	令和2年2月4日、館内 関係者を対象とした要 約筆記講習を実施。

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1) と併せて講ずべき措置の実施状況

バリアフリー講習は、高知空港ビル入居者協議会にて実施していくこととする。⇒令和2年2月4 日実施。

(3) その他

特になし。

(令和2年3月31日現在)

航空旅客ターミナ ル施設の名称	所在都 道府県 市町村	一日当 たり 利用者 数	公通等化省合無 文動滑準適有	段差への対応	搭乗ゲー トの数	視害導口のの有無のののののののののののののののののののののののののののののののののの	の設置の	障害者 対応所の 設有無
高知空港旅客ター ミナルビル	高知県南国市	4, 261 人	0	0	4 (3)	0	0	0
(合 計) 計 ターミナル			1	1	4 (3)	1	1	1

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

- (1)過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3万人以上の航空旅客ターミナル施設を設置又は管理している。
- (2)過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3000人以上3万人未満の航空旅客ターミナル施設を設置又は管理していて、かつ、以下のいずれかに該当する。
 - ①中小企業者でない。
 - ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対 し50%以上出資している中小企業者である。

(第13号様式)

- 注1. 公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無の欄には、当該航空旅客ターミナル施設が公共交通移動等円滑化基準省令 の全ての基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
 - 2. 段差への対応の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
 - 3. 搭乗ゲートの数の欄には、当該航空旅客ターミナル施設に設置されている搭乗ゲートの総数を記入し、同欄の括弧内には、旅客搭乗橋が設置された搭乗ゲートの数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
 - 4. 視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第9条の基準に適合している場合 に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
 - 5. 案内設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第10条から第12条までの基準に適合している場合に ○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
 - 6. 障害者対応型便所の設置の有無の欄には、当該航空旅客ターミナル施設に便所が設置されていない場合に─印を、便所が設置されており、かつ、障害者対応型便所が設置されていない場合は×印を、障害者対応型便所が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
 - 7. Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
 - 8. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
 - 9. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。